

退職にかかる年金手続き

お問い合わせ ☎

年金班 043-223-4116

●退職前の手続きについて

退職をされますと、将来の年金受給に備え、年金待機者としての登録が必要になります。「退職届書」を提出していただき、共済組合年金加入期間と給料の登録を行います。年金待機者として登録されると「年金待機者登録通知書」が公立学校共済組合から届きますので、年金支給開始年齢に到達するまで大切に保管してください。（退職後引き続き共済組合の組合員になる場合は、待機者登録はされません。）

1. 定年前退職者

退職予定者の報告をいただいた所属へ、12月に「退職届書」を送付しておりますので、千葉支部へ提出してください。報告が済んでいない所属は至急、年金班までご連絡ください。

※市立小・中・特支は教育事務所、市町村費職員は各市町村教委経由でご報告いただきます。

2. 定年退職者（昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれの方）

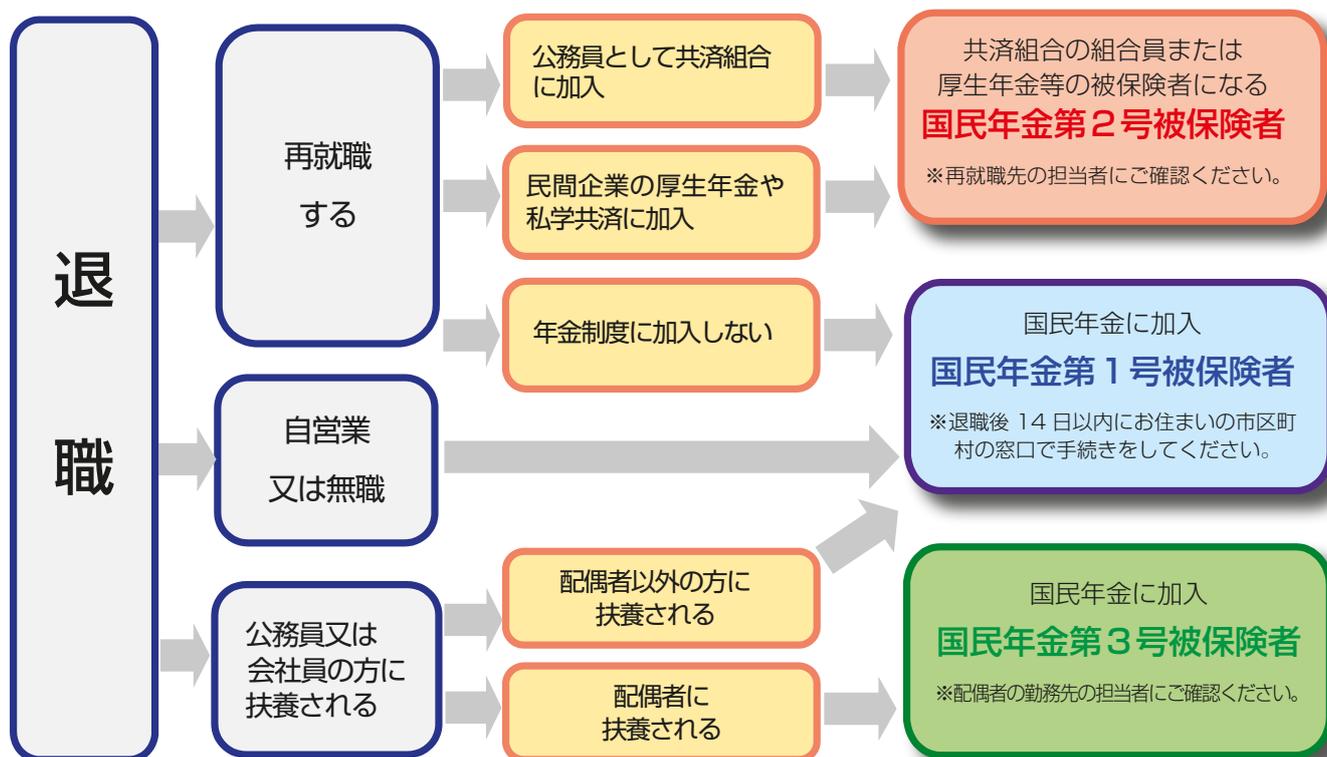
対象者がいる所属には12月に「退職届書」を送付しておりますので、千葉支部へ提出してください。

●退職後の手続きについて

1. 定年前退職者

組合員が退職して組合員資格を喪失すると、国民年金第2号被保険者の資格も喪失します。

日本国内に居住する20歳以上60歳未満の方は、何らかの公的年金制度への加入が義務づけられています。定年前に退職される方は、各自で新たに年金制度への加入手続きが必要になります。



2. 定年退職者（昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれの方）

定年退職者の場合、原則として公的年金制度への加入義務はありませんので手続きは不要ですが、再就職をする場合は雇用形態によっては公的年金制度に加入することになります。

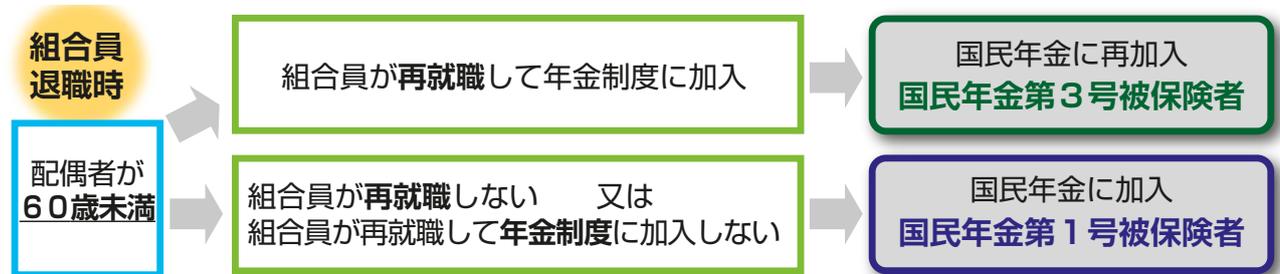


【被扶養配偶者がいる場合の手続き】

組合員が退職時に60歳未満の配偶者を扶養している場合は、組合員の退職と同時にその被扶養配偶者も国民年金第3号被保険者の資格を失いますので、年金制度加入の手続きが必要になります。

なお、配偶者の年齢が60歳以上の場合は、国民年金への加入義務はありません。

※任意加入（65歳まで可）をご希望の方はお住まいの市町村の窓口でご確認ください。



千葉県教職員住宅のご案内

お問い合わせ ☎
厚生班 043-223-4123

教職員住宅の入居を募集しています。

教職員住宅は世帯用の住宅ですが、空室等の状況により単身者も入居できます。空室状況や申請方法等、その他詳しい内容は、お手元のダイアリーにてご確認ください。福利課厚生班へ直接お問い合わせください。

鎌取教職員住宅



和田教職員住宅



	鎌取教職員住宅	和田教職員住宅
住所	千葉市緑区辺田町139-1	南房総市和田町松田632-3
構造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造2階建
築年数	築21年	築19年
間取り	3DK (6・6・4.5畳)	3DK (8・7.5・5.5畳)
貸付料	42,400円/月	44,600円/月
駐車場使用料	3,000円/月	1,400円/月
総戸数	1棟10戸	1棟10戸
最寄駅	JR外房線鎌取駅 (徒歩約10分)	JR内房線南三原駅 (徒歩約8分)